

【日本学生支援機構】「緊急特別無利子貸与型奨学金」の募集について

日本学生支援機構より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生を対象として、緊急的に一定期間、特別の貸与を行う「緊急特別無利子貸与奨学金」事業実施の通知がありました。

「緊急特別無利子貸与奨学金」は、令和5年3月までの限定された貸与期間であり、第二種奨学金（有利子）制度を利用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子で貸与されるものです。（※奨学金は将来返還する必要があります。）

【対象】

学部生、大学院生ともに対象

【対象要件】

以下の要件を全て満たすことが必要です。

1. 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
2. 推薦時において、**第二種奨学金の貸与を受けていないこと**
3. 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）
4. 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
5. 学生本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと

（「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和4年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等）

※「緊急特別無利子貸与型奨学金」についての詳細は、日本学生支援機構のホームページをご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kinkyumurishi.html

【申請期間】

随時（最終申請期限：~~令和4年12月23日（金）~~令和5年1月20日（金））**※期限を延長しました**

【申請方法】

対象者の要件に当てはまる方で、申込を希望される方は、学生生活支援課までメールにてご連絡ください。

メール宛先：gakusei-shogakukin-h@kagawa-u.ac.jp

件名：緊急特別無利子貸与型奨学金の申込希望

本文：学籍番号、氏名、電話番号